

野幌
商店街
地域に

まちなみづくりの
ルールができました

レンガのまちにふさわしいまちなみづくりを目指して、野幌商店街地域の土地建物所有者が中心となり、建築物の用途やデザインの基準を定めた『野幌商店街建築協定』と、良好な景観づくりを目的に、デザインを統一した看板の設置や緑化活動の推進などを幅広く盛り込んだ『野幌商店街まちなみづくり協定』を併せて策定しました。

今後は、これらの協定を基にまちなみづくりが進められていきます。

詳細 都心整備課 ☎381・1082

レンガの
美しい
まちなみへ

野幌商店街建築協定
(8丁目通および鉄西線に面する
建築物について)

- ・用途は住宅にしない(共同住宅や併用住宅には例外規定あり)。
- ・通りに面する外壁の1階部分の全部または一部に地場産のレンガまたはレンガタイルを使用する。

統一感の
ある
まちなみへ

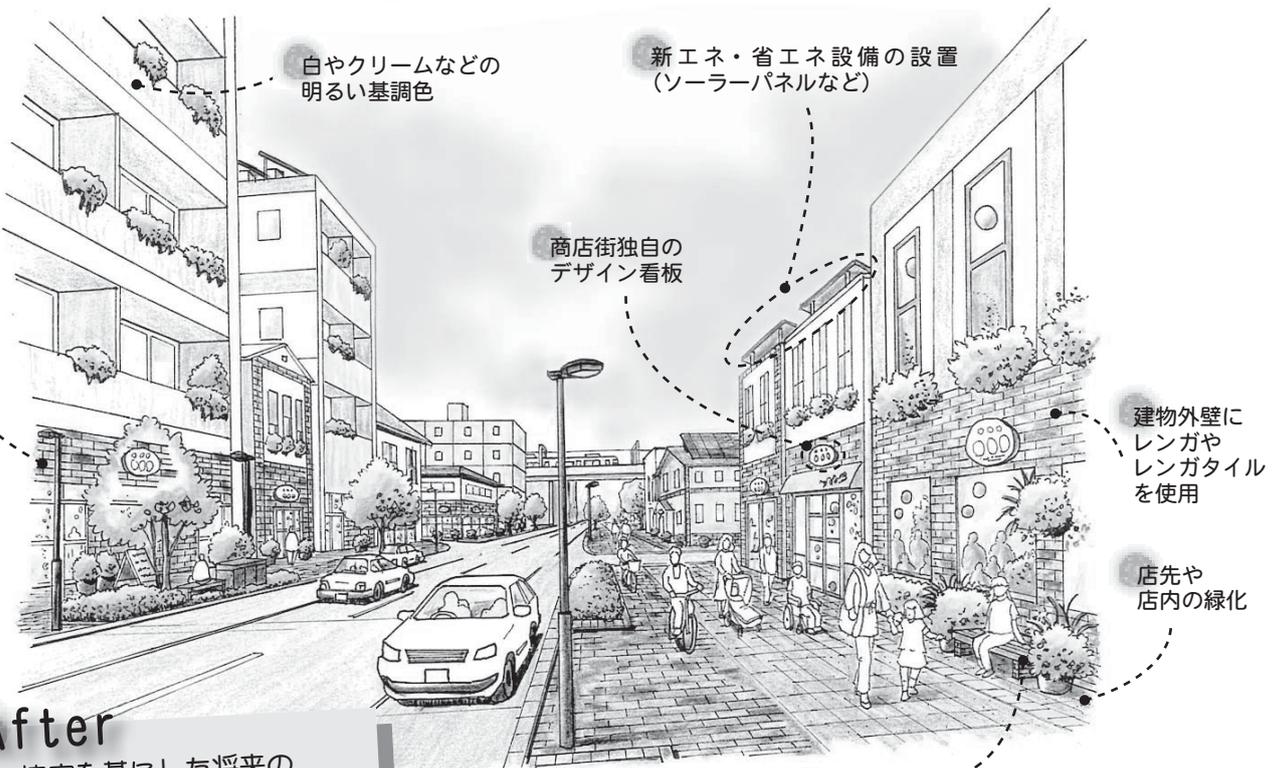
野幌商店街
まちなみづくり協定

- ・駐車場は店舗前に配置しない。
- ・建物の壁面は道路境界に接して統一する。
- ・建物の基調色はレンガと調和する明るい色彩(白やクリームなど)とする。
- ・商店街独自の統一感のある看板を設置する。
- ・店先や店内を積極的に緑化する。

などの全22項目



現在の野幌商店街
(8丁目通)



白やクリームなどの
明るい基調色

新エネ・省エネ設備の設置
(ソーラーパネルなど)

1階部分の
用途は
住宅以外

商店街独自の
デザイン看板

建物外壁に
レンガや
レンガタイル
を使用

店先や
店内の緑化

ベンチなど
休憩場所の設置

After

協定を基にした将来の
8丁目通沿道(イメージ)

落雪対策

冬が来る前に対策をしよう！

【落雪事故予防研修会】

降雪期が来る前に、落雪事故などに備え、江別市消防本部で降雪・積雪による事故の予防対策や事故発生時の対応方法に関する研修会を開催します。

◎内容

①落雪に関する講義「くらしと屋根雪」

講師 北海道工業大学
とまべちつかさ
学長 苫米地 司 氏

②積雪時の事故予防講習

③雪による事故・けがに対する応急手当

※②③は消防職員による講習

◎日時・会場

12月8日(土) 14:00～16:00
江別市消防本部(野幌代々木町80-8)

詳細 消防課救助係 ☎ 382-5479



冬

の交通 安全運動



11月15日(木)
～11月24日(土)

降雪による冬道路面でのスリップ事故の防止をはじめ、特に次の点に注意して、交通事故を防ぎましょう。

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

詳細 市民生活課交通防犯係 ☎ 381-1018

11月9日は
119番の日

冷静な対応が命を救う！

【119番のかけ方】

III 通報をするとき III

指令員の問いかけに対し以下の内容などを答えてください。

- ①「火事」と「救急」の区別
- ② 場所(携帯電話の場合は市町村名)
- ③ 通報者の氏名
- ④ 現場の状況

救急です！



場所、氏名が判明した時点で出動しています
ゆっくり落ち着いて答えましょう



正しい119番の 利用をお願いします

病院・災害場所などの問い合わせは119番ではなく右記の番号にお問い合わせください。

【災害案内】… ☎ 384-1199

【病院についての問い合わせ】

・消防本部指令課 … ☎ 382-5453

・救急医療情報案内センター

フリーダイヤル … ☎ 0120-20-8699

携帯電話から … ☎ 011-221-8699

大切な住宅を火災から守る！

防火対策

【日頃からの対策が重要】

設置が義務付けになった「住宅用火災警報器」は、火災の早期発見に有効です！

住宅用火災警報器のおかげで火災による被害を防いだ事例が全国で多数あります。市では、わかっているだけでも12件あり、そのうち1件を紹介します。

危機一髪で助かった！

火災の発生危険を警報器が発見

高齢者の女性がコンロで魚を焼いていることを忘れて外出。その後、留守番をしていた夫が住宅用火災警報器が鳴っていることに気づき、直ちに119番通報をし、窓を開けて充満した煙を排出した。

住宅用火災警報器がグリルから出た煙を早期に感知したことで発見でき、火災を未然に防いだ事例です。

その他の事例については、消防ホームページ「住宅用火災警報器の設置について」からご覧ください。



住宅用火災警報器は
定期的に点検しよう！



詳細 消防署予防課予防係 ☎ 382-5430

119番は、火事や救急等災害時の緊急専用電話です。万が一の場合に備えて、119番の適切な対応を確認しておきましょう。



●電話による受け答えが困難な方

FAX または Eメール

での通報を受け付けています。左記の内容などを記載して送信してください。

【FAX番号】384-4632

※左記内容が確認できれば様式は問いませんが、FAX119番通報用紙は、消防本部および消防ホームページ「緊急の連絡は」から入手できます。※Eメールによる119番通報は登録制となっています。利用に関することは消防本部指令課にお問い合わせください。

詳細 消防本部指令課指令係 ☎ 382-5453